

鳥取県 犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会

[第3回]

日時:令和5年10月16日(月) 9:30~12:00

場所:県庁第21会議室

次 第

- 1 あいさつ
- 2 第2回検討会の概要
- 3 支援組織・体制の検討
- 4 支援対象の範囲に係る検討
- 5 支援施策の充実に係る検討
- 6 その他

出席者名簿

検討委員

氏名	所属
大岡 由佳（座長）	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科 准教授
北野 彬子	鳥取県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長
谷口 恭子	鳥取市人権政策局長兼人権推進課長
田村 真一	鳥取県臨床心理士会事務局長
徳田さよ子	犯罪被害者遺族、なごみの会（犯罪被害者自助グループ）
本郷由美子	犯罪被害者遺族
牧田 裕美	明石市市民相談室相談担当課長

オブザーバー

※あいうえお順、敬称略

公益社団法人 とっとり被害者支援センター（鳥取県性暴力被害者支援センター）

事務局

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

鳥取県警察本部警務部広報県民課被害者支援室

第2回検討会の主な意見（その1）

【支援組織に一体化すべき機関・窓口】

- ・ 犯罪被害者遺族は、思考力、判断力、意欲も何も残ってなく、精一杯生きている中で、たらい回しにされるのは一番やめて欲しい。一度1か所に行って、コーディネーター等が全体を繋ぐ役割をして、関係課等、周りが有機的に繋がって話をしてくれるような組織が出来るのが一番。（徳田委員）
- ・ 被害者が担当部署にあちこち移動する、都度担当者が変わることもストレスや不安が生じるため、行政の施設内に支援機関が集約して設置されているのは望ましい。（本郷委員）
- ・ 発端が犯罪であっても一番困っていることを相談しようと思い、子どものことなら児童相談所など名前に困りごとが入っている窓口には相談に行くことが多く、そういった窓口は残した方が絶対に相談しやすい。（田村委員）

【支援組織の役割・機能等】

- ・ 被害者にきちんと効率よく支援を届けるため、ケアマネジメントの手法の視点を取り入れることが必要。（大岡座長）
- ・ ケース会議を定期的に持って、関係する機関で情報を共有するというのは凄く大事。（牧田委員）
- ・ 市町村に専門的な相談を求めることは課題も多いので、県がサポートできる専門的な体制が築けるかが重要。
- ・ 相談に来た人に親身になって支えられる支援者を育てるためにも、支援者の心理的な負担の軽減（支援者の支援）のためにも、支援機関の中に、コンサルテーションのための心理士の配置を検討して欲しい。（田村委員）

第2回検討会の主な意見（その1）

【支援施策の充実】

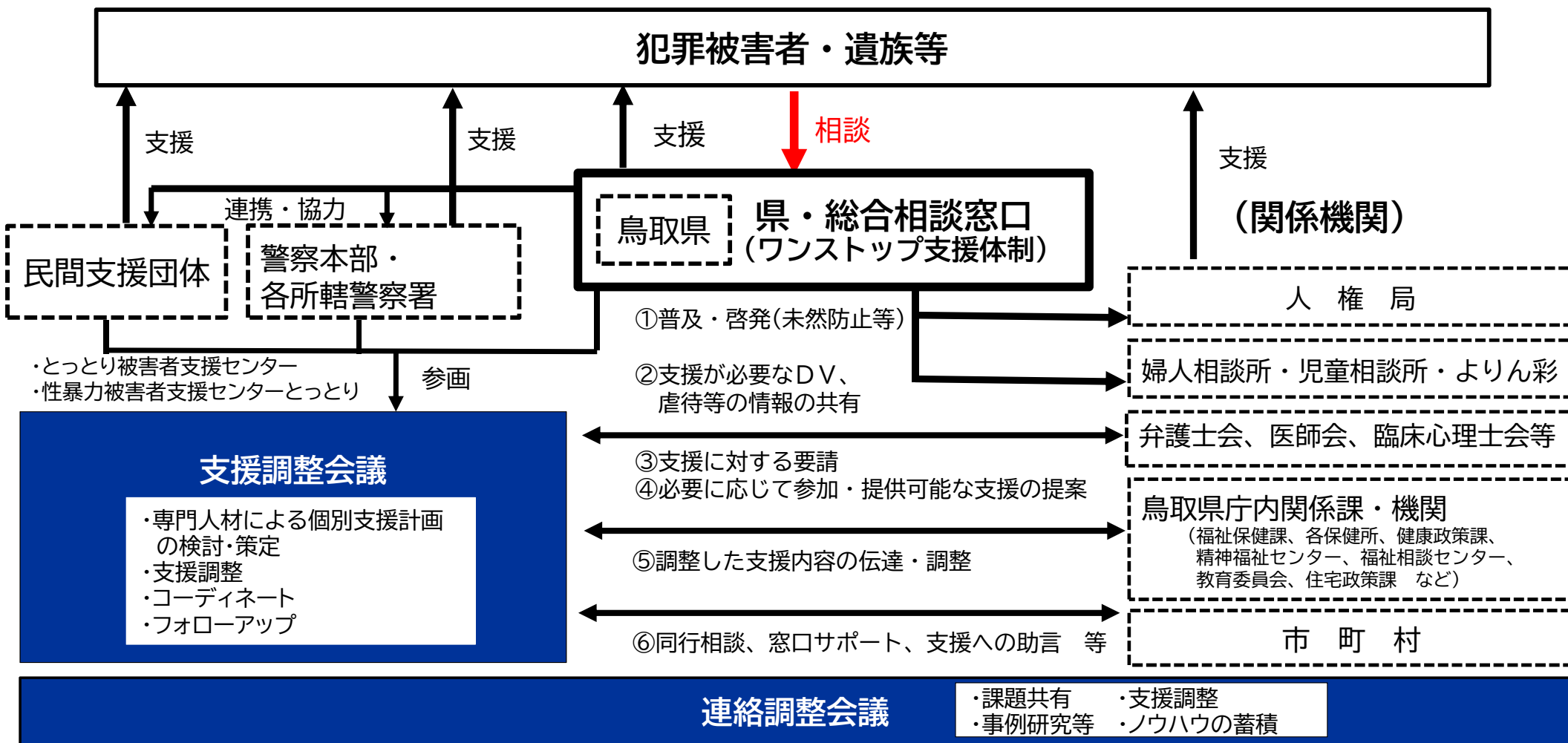
- ・被害直後には、医療費の他、通院等の交通費が必要となる。自分も気が動転して自動車事故を起こしたことが複数回あり、被害者はなるべく運転はしたくないので、代行してもらうことが望ましい。（徳田委員）
- ・被害者等がこなさなければならないタスク管理のサポートが必要。日常生活を営みながら、さらに不慣れな手続等が立て込んで、パニックになってしまう。（田村委員）
- ・加害者が出所する時期、損害賠償命令が時効を迎え再提訴が必要となる時期に安全確保のための転居等の支援や再提訴の費用補助があるとよい。（牧田委員）
- ・一時保育に預けることに不安を感じる遺族もあり、ホームヘルパーや保育士等の現物給付があるとよい。（本郷委員）

【支援対象の範囲】

- ・不同意性交等は、個人差は大きいですが、日常生活がままならなくなることも珍しくない。十分に経済的支援の対象になると考える。（田村委員）
- ・不同意性交等は精神的苦痛で仕事ができなくなる。家が現場の場合、転居もあるので経済的支援が必要。（本郷委員）
- ・特殊詐欺にあった被害者が家族から責められ、自死したケースを知っている。なんらかの救済措置を願いたい。（本郷委員）
- ・放火等で焼死したりする場合は、支援対象に含めてもよいが、強盗、窃盗なども単に金銭のみの被害は含まれないとしたい。（徳田委員）
- ・特殊詐欺被害の場合は、被害により、どの程度生活に支障が生じているかによるのではないかと。（田村委員）
- ・明確に書けない犯罪に関して経済的支援の対象から外すのではなく、支援の対象となるかどうかを個別に審査する機関を作って決めていくという方法がある。（北野委員）

新組織・体制のイメージ（案）

県に犯罪被害者支援に係る総合相談窓口を設置してワンストップで支援を提供



新たな機能（たたき台）

○総合的相談窓口の設置

→総合的に相談を受け付ける窓口を設置し、ワンストップで支援を提供できる体制を構築する。

○ケマネジメントの手法を取り入れたコーディネート、フォローアップ

→専門人材を中心に被害者の支援計画を検討し、市町村、関係機関と連携して支援内容の調整を図る。

○個別事案の支援内容を関係機関等と調整する支援調整会議の設置

→関係機関、市町村、県庁関係課が参加する支援調整会議で支援内容を調整する。

○アウトリーチによる支援（重大事案への早期介入及び相談がない者への情報提供）

→重大事案は県警との連携による早期介入を行う。

早期介入に該当しない場合でも、警察等からの情報をもとに、経済的な支援の対象となる被害者に連絡を取り、支援を提供する。

○市町村窓口のサポート、助言

→支援経験が少ない市町村窓口のサポート（専門人材の同席、アドバイス等）、助言を行うとともに被害者を市町村による支援につなぐ。

新体制の取組み【相談窓口体制】（案）

【委員意見】（再掲）

- たらい回しにされるのは一番やめて欲しい。
- 1度一か所に行って、コーディネーター等が全体を繋ぐ役割をして、関係課等、周りが有機的に繋がって話をしてくれるような組織が出来るのが一番。



被害者がたらい回しにならない体制を構築

総合相談窓口の設置

→被害者の相談を総合的に受け付ける窓口を県に設置し、被害者支援センター、性暴力被害者支援センター、警察、県が連携して対応する。

支援計画の作成・コーディネート

→専門人材を中心に被害者の支援計画を検討し、市町村、関係機関と連携して支援内容の調整を図る。

→支援内容は、コーディネーター（専門人材）が主となり支援調整会議で調整、フォローアップを行う。

連絡調整会議等による関係機関の連携強化＜常時＞

→どの窓口で受けた相談でも、必要な支援に繋がるよう、日頃から市町村や関係団体等で組織する連絡調整会議、庁内関係課等で組織する庁内連絡会議等を開催し、連携を密にする。

新体制の取組み [アウトリーチ支援] (案)

[委員意見]

- カナダでは20年前からソーシャルワーカーが残された家族をフォローし、葬儀、奨学金制度等、様々な手続を教え、支援してくれる仕組みがあった。
- アウトリーチの支援は欠かせないのではないか。今後の役割として必要なものになるのではないかと思う。



アウトリーチで支援を提供

- 凶悪犯罪の場合は、被害者本人から連絡がなくてもできるだけ迅速に面会し、早期介入を行う。**
 - 県、県警、被害者支援センターが連携し、被害後、できるだけ迅速に、支援組織の者が被害者に面会できる仕組みを構築し、早期に介入 対象とする凶悪犯罪：殺人、放火・強盗（重傷以上）、不同意性交等
 - 例：初動捜査を行う警察官が、被害者支援に関する説明を行う際、県（専門人材）・被害者支援センター支援員が同席し、被害者と繋がる機会をつくる
- 早期介入に該当しない場合でも、経済的支援の対象者への情報提供を行う。**
 - 県と県警で情報共有する体制(※)を整え、警察から被害者情報の提供を受け、被害者から相談がない段階でも支援施策等の情報を提供する。
 - ※県と県警本部が被害者の情報共有に関する協定を締結

新体制の取組み〔専門人材〕（案）

〔委員意見〕（再掲）

<ソーシャルワーカー>

- ・専門職は、コーディネーターができる職種が求められる。コーディネートやマネジメントができる職種は、社会福祉士や精神保健福祉士（ソーシャルワーカー）。
- ・生活支援では、他機関連携を進めることのできる専門職が欠かせない。

<心理職>

- ・犯罪被害者遺族は孤立感が深まるので、吐き出すところがすごく重要。カウンセリングは重要なので、カウンセリングできる人材を支援組織に入れて欲しい。
- ・相談に来た人に親身になり支えられる支援者を育てるためにも、支援者の心理的な負担の軽減（支援者の支援）のためにも、支援機関の中に、コンサルテーションのための心理士の配置を検討して欲しい。



専門人材の配置を検討

- 被害者の心理状況、段階に応じてニーズをくみ取り、必要な支援につなげる専門資格者（臨床心理士、社会福祉士等）の配置を検討。
- 専門資格者のスキル向上を図るため、臨床心理士会等との連携を検討

<専門資格者の役割（案）>

【社会福祉士等】

- 被害者との面談（ニーズの把握等）
- 支援計画（案）の作成
- 市町村、関係機関との支援調整

【臨床心理士】

- 被害者のカウンセリング
- 被害者支援を行う者のメンタルサポート
- 市町村職員等への支援・指導

支援調整会議のイメージ（案）

- 凶悪犯罪の被害者を対象に支援計画の検討、フォローアップを行う
凶悪犯罪：殺人、暴行（重傷）、不同意性交等
- 迅速に支援が提供できるよう、支援事案があれば随時開催

1 役割

凶悪犯罪の被害者の支援計画の作成に当たり、関係機関、市町村、県庁関係課が参加し、支援計画の検討・調整及びフォローアップを行う。

2 参加機関

- ・ 被害者支援センターとっとり・市町村（被害者の住所地）
- ・ 事案に応じて、児童相談所、婦人相談所、庁内関係課、教育委員会、弁護士会など

3 運営

被害の発生	・ 専門人材を中心に被害者のニーズを把握し、支援計画案を検討
会議の開催	・ 支援計画案をもとに、必要な支援内容を支援を行う機関と調整
会議後	・ 被害者に、支援計画を確認し、支援計画を確定 ・ 支援計画をもとに、支援を行う機関が支援を開始
フォローアップ	・ 支援の進捗状況を確認、被害者の新たなニーズを把握 ・ 会議を招集し、支援の進捗を確認し、必要があれば新たな支援内容を検討

連絡調整会議のイメージ（案）

- 関係機関が被害者支援施策の共有、支援事例の検証を通じて支援の充実を図る
- 定期的に開催

1 役割

- ・ 関係機関が顔の見える関係を築き、支援を円滑化
- ・ 各機関の被害者支援施策の情報を共有し、必要に応じて施策の改善
- ・ 支援事例の検証を通じた課題の共有、課題の改善及び支援に係るノウハウの蓄積

2 参加機関

被害者支援センターとっとり、市町村、児童相談所、婦人相談所、教育委員会、弁護士会、臨床心理士会、医師会 など

3 運営

定期的に開催

4 庁内連絡会議

連絡調整会議の下部に県庁内関係課の支援施策の共有を図る庁内連絡会議を設置し、庁内の被害者支援施策の情報共有、課題の改善を行う。

支援組織・体制に係る論点

- 支援組織が備えるべき機能として他に必要な機能はないか。
- 早期介入、アウトリーチ支援の手法は適切か、他に手法はあるか。
- 専門人材の役割が担うべき役割は、他にはないか。
- 支援調整会議は、他に担うべき役割、運営で留意すべき点はないか。

【参考】国の司令塔機能強化

- ・ 令和5年10月1日から警察庁に「犯罪被害者等施策推進課」を設置
→「犯罪被害者支援室」の格上げ
- ・ 28人体制（令和6年度から10人増員を要求）
→旧犯罪被害者支援室は、24人体制
- ・ 警察が実施している犯罪被害者や遺族への支援業務を担う
- ・ 関係省庁の施策、地方自治体の取組についての調整・司令塔機能も備える。

支援対象の範囲に対するご意見

[委員意見] (再掲)

- 詐欺にあった被害者が家族から責められ、自死したケースを知っている。なんらかの救済措置をお願いしたい。 (本郷委員)
- 財産犯被害者は、生命を維持しているので、支援対象に含まれないと思う。
放火等で焼死したりする場合は、支援対象に含めてもよいが、強盗、窃盗なども単に金銭のみの被害は含まれないとしたい。(徳田委員)
- 財産犯被害者に対象を広げるのは国の救済制度もあるため、今回は見送った方がいいように思う。
(大岡座長)
- 財産犯の場合は回収が可能なケースもあり、特殊詐欺については被害回復給付金支給制度との兼ね合いを考慮する必要がある。(牧田委員)
- 特殊詐欺被害の場合は、被害により、どの程度生活に支障が生じているかによるのではないか。
(田村委員)
- 明確に書けない犯罪に関して経済的支援の対象から外すのではなく、支援の対象となるかどうかを個別に審査する機関を作って決めていくという方法がある。(北野委員)

支援対象の範囲に係る検討（案）

1 相談、直接支援（付添、カウンセリング、弁護士相談等）の対象

○身体犯、財産犯等にかかわらず、犯罪被害に遭われた者（被害届の有無は問わない）

2 経済的支援の対象

①身体犯・性犯罪の被害者（被害届があったもの）

○殺人等の犯罪被害により、死亡、障がい、1か月以上の療養が必要となる者

→過失犯（※）による被害も、死亡等に至った場合は対象とするよう検討

（※）業務上過失致死傷（夜店等でのガス引火事故等）、重過失致死傷（闘犬の放し飼いによる事故等）

○不同意性交等の性犯罪の被害者

②財産犯の被害者（被害届があったもの）

○特殊詐欺の被害者

→特殊詐欺は身体的被害はないものの大切な貯金等の資産が奪われることによって、生活が立ち行かなくなる場合もあり影響が大きい。

※国の被害回復給付金等の制度はあるが、被害は殆ど回復していない。

○公平性の観点から、強盗等で身体被害はないものの、生活が立ち行かなくなる犯罪被害も対象とするよう検討

支援対象とする犯罪被害種別（案）

現状：殺人、強盗等の身体的な犯罪により、死亡、障がい、1か月以上の療養が必要となる者を対象に見舞金を給付

区分	犯罪等の種別	経済支援		犯罪被害者等給付金 (国)
		給付金	必要に応じた補助等	
凶悪犯	殺人	○	○	○
	強盗	○（重傷以上・要件要検討）	○（要件要検討）	○（重傷以上）
	放火	○（重傷以上）	○（要件要検討）	○（重傷以上）
	不同意性交等	—	○（要件要検討）	○（重傷以上）
風俗犯	不同意わいせつ	—	○（要件要検討）	○（重傷以上）
粗暴犯	暴行、傷害	○（重傷以上）	○（要件要検討）	○（重傷以上）
過失犯	重過失致死傷（※1）	○（重傷以上（※3））	—	—
	業務上過失致死傷（※2）	○（重傷以上（※3））	—	—
特別 法犯	危険運転致死傷	—	—	—
	過失運転致死傷	—	—	—
知能犯	詐欺（特殊詐欺）	○（要件要検討）	—	—
	詐欺（上記以外）	—	—	—
	横領	—	—	—
窃盗犯	窃盗	—	—	—
その他	上記以外のDV	—	—	—
	ストーカー	—	—	—
	児童虐待	—	—	—

※1 「重過失致死傷」:スマホ操作しながらの自転車事故、闘犬の放し飼いによる事故等

※2 「業務上過失致死傷」:鉄道事故、飛行機事故、夜店等でのガス引火事故、ホテル火災事故等

※3 加害者の保険や加害企業等により被害者に補償される場合は、その補償額を差し引いた額を支援

経済的支援の考え方

●経済的支援の対象としない犯罪被害

→保険制度、補償制度で補償される犯罪被害は、経済的支援の対象外とする。

○危険運転致死傷、過失運転致死傷

- ・自動車事故による被害は、加害者の自賠責保険により補償される。加害者が自賠責保険に未加入の場合でも、政府の自動車損害賠償保障事業により補償される。

○放火による家屋焼失（身体被害のないもの）

- ・家屋、家財に係る火災保険により補償される。

●特殊詐欺被害への支援

→被害に遭ったことによる生活への影響等を個別に判断し、支援する。

[被害回復給付金（法務省）]

財産犯等の犯人からはく奪した「犯罪被害財産」を金銭化して、その事件により被害を受けた方に給付金を支給する制度

- 鳥取県内（鳥取地方検察庁）で近年手続きをした事例なし。「給付資金」は、被害額より低いことが多い。

[被害回復分配金（金融庁）]

金融機関が被害者が振り込んだ口座を凍結し、被害額や凍結された口座の残高に応じて、被害額の全部または一部を被害回復分配する制度

- 被害回復分配金総額（R4年度）/特殊詐欺被害額（R4年）=1,755百万円/37,080百万円 4.73%

●経済的支援を行う場合の調整

→加害企業の保険等により補償される場合は、県支援額からその補償額を差し引いて支援する。

- 鉄道、船舶、飛行機、夜店のガス引火等の死亡事故等は、業務上過失致死傷であり、経済的支援の対象とする。

【参考】国における検討状況

<犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会>

第1回 令和5年8月7日

[主な意見]

- ・給付基礎額などの算定方法の一定の見直しにより、給付額を引き上げる余地があるのではないか。
- ・現行の算定方法にとらわれない見直しが必要ではないか。
(支給水準は民事訴訟における損害賠償があるべき姿。新制度の創設が必要なのではないか等)

第2回 令和5年9月19日

- ・今後の進め方として、まずは「現行法の下で給付基礎額等を見直し」の議論を提示

<犯罪被害者窓口の強化に関する有識者検討会>

第1回 令和5年9月8日

- 地方自治体支援の一元化等、地方自治体の窓口の強化や関係団体との連携の推進をどう図るか検討を開始。
- 手続きのデジタル化等も含め来年5月までに方針をとりまとめる。

支援施策の充実に対するご意見

[委員意見]

- 被害直後には、医療費の他、通院等の交通費が必要となる。自分も気が動転して自動車事故を起こしたことが複数回あり、被害者はなるべく運転はしたくないので、代行してもらうことが望ましい。(徳田委員)
- 家事全般もできる状態ではないので、ホームヘルパー等に頼りたい。(徳田委員)
- 被害者等がこなさなければならないタスク管理のサポートが必要。日常生活を営みながら、さらに不慣れな手続等が立て込んで、パニックになってしまう。(田村委員)
- 加害者が出所する時期、損害賠償命令が時効を迎え再提訴が必要となる時期に安全確保のための転居等の支援や再提訴の費用補助があるとよい。(牧田委員)
- 一時保育に預けることに不安を感じる遺族もあり、ホームヘルパーや保育士等の現物給付があるとよい。(本郷委員)
- 一時避難場所や一時保護施設への入居先の斡旋や入居費用の補助、生活支援(食事、家事、介護、一時保育等)にかかる援助者の派遣なども必要(谷口委員)

支援施策の充実に係る検討

被害後に必要と考えられる費用等

	被害直後～3か月程度	中期～長期
犯罪後の捜査・裁判等の時系列	発生 → 捜査 → 逮捕 → 送致	刑事訴訟 起訴 → 公判 → 判決 → 損害賠償 命令の申立 → 審理 → 決定 (異議申立) → 民事訴訟 → 再提訴
被害直後から必要な費用等	見舞金 所轄警察署の支援	医療費・交通費、葬儀及び住宅復旧に係る費用等 家事援助、配食、介護、一時保育に係る費用等
裁判手続等に必要な費用等		刑事・民事裁判への傍聴等に必要な交通費、加害者の財産開示手続費用、損害賠償債権の回収に要する費用等
住宅確保・就労準備に必要な費用等	新たな住宅への転居、家賃等	就労準備等
付添い等	付添い支援、カウンセリング、法律相談 等	

支援施策（経済的支援）の充実に係る検討（案）

1 被害直後から必要な経費への支援

○医療費、葬儀費用、交通費などの支援

2 生活支援

○家事援助、介護、配食、一時保育、教育などの支援

3 住居・就労支援

○一時避難、転居、就労準備などの支援

①宿泊費用、住居復旧・防犯対策支援（一部既存制度有）

②家賃、転居支援

→転居を余儀なくされた場合の転居等費用

③就労準備支援

→転職等の必要が生じた場合の就労するために必要な資格等の取得費用

4 裁判手続き等の支援

○裁判手続き等に必要な支援

→裁判傍聴等に必要な交通費、加害者の財産開示手続き、損害賠償権の回収に要する費用等

○真相究明の支援

【現行の経済的支援】

見舞金(13市町)、医療的支援(外科等)1回、(精神科等)初診から3年間、上限15万円、被害者旅費(出頭を求めた際)：上限なし

※性暴力は、産婦人科5回、外科等3回

遺体搬送・死体検案書料：上限2万円、ハウスクリーニング費用：上限なし、緊急避難支援(ホテル宿泊費)：6泊7日まで

支援施策（カウンセリング・法律相談）の充実に係る検討

【委員意見】

○弁護士相談は、数回で済む人も居れば、済まない人も居る。一定程度落ち着くまで法律相談やカウンセリングを受けられるといいのではと思う。（本郷委員）

【現行の支援内容】

カウンセリング:	(県警)	初診から3年間無料	[R3 6件、R4 0件]
	(被害者支援センター)	1回無料	[R3 0件、R4 0件]
	(性暴力被害者支援センター)	5回まで無料	[R3 0件、R4 7件]
法律相談	:(被害者支援センター)	1回無料	[R3 3件、R4 6件]
	(性暴力被害者支援センター)	3回まで無料	[R3 10件、R4 18件]

【他自治体の支援回数】

	カウンセリング	法律相談
横浜市	10回まで	2回まで
大阪市		2回まで
明石市	心理・法律相談を合計で10回まで	

[参考] 明石市の支援施策

1 立替支援金制度

内容	金額	回数等
死亡、重傷病、 性犯罪被害	上限300万円	加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等から当該請求権を譲り受け、その金額と同額の立替支援金を支給。

2 日常生活の支援

内容	金額	回数等
家事援助 介護者の派遣支援	上限4,000円/時 or市が選定した業者を派遣	ホームヘルパー・介護支援者派遣の時間は78時間以内
配食サービス補助	上限1,000円/日	補助期間：30日以内
一時保育費用補助	3,000円/回	補助回数：10回
教育関係に要する費用の補助	上限6万円/こども1人	補助金額：実費の1/2
住居の復旧・防犯対策補助	上限30万円	補助金額：実費
家賃補助	上限 4万円	補助金額：家賃月額 \times 1/2補助期間：1年以内
転居費用補助	上限20万円	補助金額：実費、補助回数：2回まで
宿泊費用補助	上限7,000円/日	補助金額：実費、補助期間：最大7泊まで
就労準備費用補助	上限12万円/人	補助金額：実費の1/2

3 経済的な支援

内容	金額	支援策
支援金	死亡60万円 重傷病20万円	
特例給付金	60万円	加害者が刑事責任を問われない等で立替支援金の支給を受けられない遺族に対する支援
貸付金	上限50万円	無利子貸付、償還期間42ヶ月以内
真相究明支援	上限30万円/年	情報提供を公衆に求める活動の資料作成費用補助
刑事裁判手続参加旅費補助	上限10万円	裁判出席（傍聴を含む）に要する交通費補助 付添者の交通費も補助可能
民事裁判手続出席旅費		
再提訴等で裁判所に支払う費用補助	実費	損害賠償請求権消滅時効中断のための再提訴等
財産開示・情報取得手続費用補助	上限5万円	裁判所における財産開示手続等の費用補助

4 相談・情報提供の支援

内容	金額	回数等
精通弁護士等による法律相談	相談料	合計10回分まで補助
公認心理師等による心理相談	5,000円/回	